

鹿児島県議会 意見書 採択される

先日の当政治連盟の大会でも議論のありました地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、大阪府、神奈川県、富山県、茨城県、静岡県、北海道及び福島県に続き鹿児島県議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣及び内閣官房長官宛）に提出する意見書が可決されました。

全調政連ニュース No. 24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

詳細については以下のとおりです。

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関は原則廃止するとの姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲による抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、政府の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一貫として、法務局の登記事務についても地方に移管すべき対象として検討されている。

言うまでもなく、国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に推し進められなければならない。

しかしながら、登記制度は、安全な不動産取引の実現を通じて国民の財産を守り、国民の権利擁護に寄与するものであり、高い中立性・公正性が求められる。

また、登記の事務の執行にあたっては、高度な法律的専門知識に裏付けられた判断が不可欠であり、地域によって運用に格差が生じることのないよう、配慮していくべきである。

よって、政府及び国会におかれては、登記の事務、権限等の地方への移譲を検討する際には、上記の点を考慮するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官
殿

鹿調政連発第 8 号
平成 24 年 4 月 24 日

全国土地家屋調査士政治連盟
会長 横山一夫 殿

鹿児島県土地家屋調査士政治連盟
会長 坂元 均



登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書について（ご報告）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当政連の運営等につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

この度、鹿児島県土地家屋調査士会及び鹿児島県土地家屋調査士政治連盟は、鹿児島県議会に「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて反対する」意見書を国会並びに関係行政機関に提出されるよう要望しておりましたところ、別紙のとおり、平成 24 年 3 月 26 日付けにて、鹿児島県議会において可決され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官へ提出して頂く事になりましたので、ご報告致します。

記

鹿児島県議会ホームページ

<http://www.pref.kagoshima.jp/gikai/>

以上